○文部科学省告示第百七十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月十日

文部科学大臣　下村　博文

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
色絵碗	平成二十六年十二月十日	平成二十六年十二月十一日から平成二十七年三月四日まで	公益財団法人サントリー芸術財団 サントリー美術館 館長　鳥井　信吾 東京都港区赤坂九丁目七番四号　東京ミッドタウン　ガーデンサイド 株式会社朝日新聞社企画事業本部 本部長　宮田　謙一 東京都中央区築地五丁目三番二号	サントリー美術館 東京都港区赤坂九丁目七番四号　東京ミッドタウン　ガーデンサイド 平成二十六年十二月二十日から平成二十七年三月一日まで
冨士山文黒茶碗	同右	同右	同右	同右
交趾火焔馬香合	同右	同右	同右	同右
雀香合	同右	同右	同右	同右
色絵急須	同右	同右	同右	同右
色絵桜楓文鉢	同右	同右	同右	同右
刷毛目鉢	同右	同右	同右	同右
錆絵桐葉形鉢	同右	同右	同右	同右
錆絵染付瓜形鉢	同右	同右	同右	同右
色絵菊文皿	同右	同右	同右	同右
色絵兎置物	同右	同右	同右	同右
錆絵桐葉形皿	同右	同右	同右	同右

○経済産業省告示第二百三十九号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条の規定を実施するため、平成十八年経済産業省告示第二百五十八号（エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月十二日から施行する。

平成二十六年十二月十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

1―2中「その近傍」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」を、「販売場所」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）」を加える。

1―4中「22」を「27」に改める。

1―5中「22」を「27」に改める。

2―1中「蛍光ランプのみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「蛍光ランプのみを主光源とする照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改める。

2―2中「その近傍」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」を、「販売場所」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）」を加える。

2―4中「22」を「27」に改める。

2―5中「22」を「27」に改める。

3―2中「その近傍」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」を、「販売場所」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）」を加える。

3―4中「テレビジョン受信機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に、「22」を「27」に改める。

3―5中「22」を「27」に改める。